

## 令和2年度第5回一関市地域福祉計画推進会議会議録

- 1 会議名 令和2年度第5回一関市地域福祉計画推進会議
- 2 開催日時 令和3年3月10日（水）午前10時から午前11時20分まで
- 3 開催場所 一関市総合福祉センター 3階 大会議室
- 4 出席者
  - (1) 委員 都築光一、佐藤マチ子、坂本紀夫、佐々木裕子、千葉京子、中目幸晴  
皆川富雄、葛西信昭、小野寺里子、辻山慶治、菊池幸太郎、木村静恵  
畠山憲一、佐藤清子、及川忠、菅原里江、佐藤セイ子
  - (2) 事務局 佐藤鉄也保健福祉部長、山形雅彦長寿社会課長、千葉健一福祉企画係長
  - (3) その他 菅原敏（一関市社会福祉協議会地域福祉課長） ※設置要綱第7
- 5 議題
  - (1) パブリックコメント等の結果について
  - (2) 第2期一関市地域福祉計画（案）について
- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 会長挨拶

1月に開催した第4回会議の結果を踏まえ、最後のまとめの段階となっております。地域福祉計画については、それぞれつながりをつくって安心をつくっていこうという趣旨で、計画づくりを進めていますが、こうしたものを市民と議論を重ねながらできるのは、大変すばらしい取組だと思っております。

今日の会議が最後になると思いますが、気づいた点など意見を寄せていただきますようお願いいたします。
- 9 審議内容
  - (1) パブリックコメント等の結果について

事務局が資料に基づき説明した。以下、質疑応答。

委員 パブリックコメントがなかつたことは残念である。様々な方法により周知したようだが、私が住んでいる地域には告知放送というものが整備されているので、今後はそれを活用して周知してはどうか。

事務局 告知放送に限らず、様々な媒体を活用しながら、パブリックコメントに限らず、催しものなどについても市民に周知してまいりたい。

委員 教育民生常任委員会で質問があったようだが、福祉事業者、社会福祉協議会、行政の三者で協議する場が必要ではないか。

事務局 計画を推進する上でそのようなところを大事にして進めてまいりたい。また、計画では、社会福祉法人間の連携を推進していくこととしている。会議の開催なども考えているので、そのような場を活用していきたい。

(2) 第2期一関市地域福祉計画（案）について

事務局が資料に基づき説明した。以下、質疑応答。

委員 この計画では具体的にどうしていくという部分が見えない。困っている人を助けたいと思っている人が実際いるが、具体的にどのようにしたらよいか分からぬところであり、ここをもう少し踏み込んで、実際に助けるためにどうすればよいか、どこに連絡してどう進めていったらよいかということを詰めていかなければと思う。

委員 相談体制の整備について計画に盛り込んでいるが、高齢者や障がい者などの科目別にいろいろとニーズがあるが、どこに相談したらよいかイメージできない。市民としては、どこに相談にいけばよいか分かりづらい。逆に、相談するところが1か所で、すぐにつながれば良いと思う。

また、新しい日常の推進について、最近、頻繁にエッセンシャルワーカーについて言われるようになっている。計画では福祉に係る人材を確保したいと言っているが、実際には新型コロナでエッセンシャルワーカーの状況が見えてきて、そういう方たちを守るための方法がない。ただ人材を集めましょう、連携しましょうというはあるが、その方たちを支えるための方法があるのかと思いお聞きする。

事務局 計画の策定に当たって各個別計画に共通する考え方については、地域福祉計画は、保健福祉分野の個別計画の上位計画に位置付けられており共通する理念を定めている。地域福祉計画の中では、具体的な事業などを書いていない。地域福祉計画の中身になると、各個別計画でうたっていくという考え方になる。地域福祉計画は、すべての各種事業を細かいところまでお示しする計画とはなっていないところである。

相談体制については、相談窓口を一本化にしたらよいのか、どのような窓口の在り方がよいのかというのを新しい事業の中で今後検討していかなければならない。地域福祉計画では、相談体制の充実という部分を大きな考え方として入れている。

事務局 相談支援体制について、相談する場所がたくさんあり相談に行くが、その後がつながっていないという現状がある。その後がつながるような仕組みに変えいかないといけない。各分野で相談している部分を横に連携していかないと

いけないが、地域福祉計画では、その部分をしっかりとうたっているということをご理解いただき、その上で事務局が話したように、一つの窓口にしたほうがいいのであれば一つにし、包括的と言ったときに、地域包括支援センターなど核となる相談支援があるので、そこを活用した形がよいのかを含めて、これから検討していくことだと思う。先ほど委員から話のあった、相談したけどつながらないということが問題だと思う。つながったけれども、解決までいかないということも問題で、今回の計画の中で、包括的な支援体制の中で進めていくということを社会福祉協議会も一緒に進めていきたいと考えている。

事務局 エッセンシャルワーカーについては、検討させていただく。

委 員 エッセンシャルワーカーについては、計画に反映してほしいということではなく、そのような考え方があるのかということでお聞きした。

事務局 人材を確保したり、支えたりということであれば、基本的には、計画では、地域福祉を担う人づくりの枠に入ると思う。具体的な展開の中で、今質問されたところなども具体化していかなければよいのではと思う。

計画書に反映するというよりは、状況がどんどん変化していくので、具体的な展開の中で、確保していかなければよいのではと思う。社会福祉法が改正されて、委員から質問のあった相談体制の在り方とか、そういうところを地域福祉計画にしっかりと盛り込むように社会福祉法第107条に項目が追加され、それを具体的に反映されましたので、今後時間をかけながら包括的な支援体制というものの、特に相談支援の部分を組み立てていくことになる。この部分をこの計画の進捗管理でしっかりとしないといけない。

委 員 27頁に生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターについての記述があるが、もう少し詳しく説明があったほうが、問題解決に向けて、市民にとって分かりやすいと思う。

委 員 各方面に網羅された計画だと思っている。これからこの計画を実現するためには具体的にどのように進めていくかという部分が一番大切だと思う。その中で敬老会について、現在、市から変更案が示され、各地域で議論されているが、私的には少し違和感がある。私の地域では、地域の方たちが参加して開催していた。それによって、地域の各団体が一緒に協力して地域の老人に対して感謝を申し上げる機会となり、地域の一体感が生まれていた。今回の変更案では、各自治会で開催の可否まで判断して、内容を検討して開催する案だったと思うが、地域福祉を推進するために、市や社会福祉協議会が主体的に携わっていかないうまくいかないと思う。

事務局 敬老会について具体的な話をいただきましたが、これまで、市内の実施主体や地域の方々と何度も協議を重ね、そこでまとめた案を説明させていただいている。そのことをご理解いただきたい。

委 員 敬老会についても地域福祉の一つの事業である。主催者から、市と社会福祉協議会が抜けるということは、補助金だけの問題ではないと思う。市民との三位一体で実施するということが大切だと思う。

委 員 計画の最後に用語解説があるが、計画の本文の用語に用語解説しているという表示があるとよいと思う。

事務局 そのように対応させていただく。

委 員 17頁にふれあいサロンの実施状況の資料があるが、ふれあいサロンは、寝たきり防止を目的に市からケアワーカーを派遣していただきゲームや体操を行ってきた。昔は、10回サロンを開催すればケアワーカーが10回派遣されていた。ところが、令和3年度は2回に制限された。減少した理由を教えてほしい。

事務局 ふれあいサロンとケアワーカーの関係ですが、ケアワーカーは一関地域にのみ配置しており、元気いきいき教室に派遣しているものである。ふれあいサロンは、社会福祉協議会が実施している事業で、ふれあいサロンに元気いきいき教室のケアワーカーを派遣することによって、元気いきいき教室としても開催していたという仕組みである。

ケアワーカーの派遣回数の減については事実であるが、これは一関地域独自の取組であり、他地域との兼ね合いもあることから、統一した取扱いにしていくたいということである。

その中で、元気いきいき教室についても、どのような取扱いがよいのかということで、地域が主体となり取り組んでいただくため、ケアワーカーが地域の方を対象に研修会を開催して、リーダーを育成しているところである。

事務局 ほかにご意見等はありませんか。なければ、一関市地域福祉計画推進会議としては、事務局から提案のあった計画案でまとめるということでおろしいか。

会 長 修正の取扱いについては、今説明があったように進めてよろしいか。

委 員 了承の声。

#### 10 その他

会議の最後に、委員に対して、計画策定に係るこれまでのご協力に御礼を申し上げた。

#### 11 担 当 課 保健福祉部長寿社会課